

経営会議の内容

件 名	大和市ポイ捨て等の防止に関する条例の一部改正について
所 管 部	環境農政部
日時・場所	平成２３年１１月１７日（木）　１４：００～１４：３０　政策会議室
出 席 者	市長、副市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、生活環境保全課長
提 出 理 由	大和市ポイ捨て等の防止に関する条例の一部改正に伴う市民意見公募手続き等を行うにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・昨年１０月からの条例施行以降、条例に対する意見はどのくらいあったのか。 （所管部）ポイ捨てや不法投棄に対する意見、苦情を約２００件いただいている。 ・「市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。」という条例１０条の公表対象者はいたのか。 （所管部）公表対象者はいない。 ・罰金はだれが科すことになるの。 （所管部）本市が行う指導、勧告、さらに命令に従わないときは、本市が警察に対して告発し、その告発を基に、最終的に「裁判所」が罰金を科すこととなる。
会議結果	案のとおり、進めていく。